

審 査 基 準

令和 4 年 4 月 28 日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更）、第9条（許可証の返納）、 第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護） 質屋営業法施行規則第1条（許可及び届出の一般的手続）、第6条（廃業の届出）、 第10条（死亡の届出）、第14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：